

## 【認可外保育施設】

0～2歳児クラスの非課税世帯・  
3～5歳児クラス 第2子以降用

# 認可外保育施設等の幼児教育・保育の無償化の助成金拡充について

墨田区では、多子世帯の負担軽減のため、令和6年4月から認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に在籍する第2子以降の無償化の助成金を以下のとおり拡充しますので、ご確認ください。

## ■ 拡充内容

### 1 助成上限額一覧

金額単位：円

対象施設	年齢	多子区分	変更前	変更後
認可外保育施設等	0～2歳 (住民税非課税世帯)	第1子	42,000	42,000
		第2子以降	<u>42,000</u>	<u>67,000</u>
	3～5歳	第1子	37,000	37,000
		第2子以降	<u>37,000</u>	<u>57,000</u>

※ 年齢は、当該年度の4月1日時点になります。

### 2 適用日

令和6年4月分から適用になります。

### 3 手続き等

施設等利用給付認定を受けている方は、本改正に伴う特別な手続き等はありません。該当の方で対象施設を利用している場合は、施設等利用費の請求後、助成金のお支払い時に拡充後の上限額が適用されます。

施設等利用給付認定を受けていない場合は、通常の申請手続きを行ってください。

手続き等詳細は、右記 QR コードからご確認ください。

【公式ウェブサイト】 墨田区役所トップページ → 子育て・教育 → 子育て応援サイト →

手当・助成・支援 → 幼児教育・保育の無償化について → 【ガイドブック】幼児教育・保育の無償化のご案内



施設等利用  
給付認定

## ■ 拡充部分の対象施設について

次の全ての要件を満たす認可外保育施設が対象になります。

- ① 認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること。
- ② 施設が所在する区市町村から無償化対象施設として「確認」を受けていること。

※ 上記は利用する施設に直接確認するか、以下でご確認ください。

①は、都内の場合は右の東京都の QR コードを(ただし、児童相談所設置区(港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区、八王子市)については、各自治体にお問合せください。)

②は所在する区市町村(墨田区内の施設は右の墨田区の QR コード)にご確認ください。



東京都  
証明書  
交付施設



墨田区  
確認施設